一般社団法人日本精神科救急学会認定医制度規則
施行細則

制定　2021 年 5 月 8 日

第１条 日本精神科救急学会認定医制度規則の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。

第２条 認定医制度委員会の事務は、日本精神科救急学会事務局において行う。

第３条　すべての申請書類は、認定医制度委員会が年度ごとに公示する申請の手引きにて指定した方法で、認定医制度委員会まで提出する。

第４条　すべての審査は、申請年度の年度末までに終了する。

第５条 すべての審査結果は、本学会会員報告会、本学会機関誌などにおいて公示する。

第６条 認定施設の管理者の本規則に定める証明書に虚偽があって資格を喪失したときには、次の項目が行われる。

1）虚偽に関して本学会内部で公表する。

2）その後 3 年間は認定しない。

第７条 認定医制度に関わる研修会は次の項目とする。

１．研修会とは本学会教育研修委員会が主催する研修会または年次学術総会とする。

２．年次学術総会への参加の証は参加証とする。

３．教育研修委員会が主催する研修会では参加証を交付する。

第８条　審査料、更新料、認定料は次のとおりとする。

１．審査料　30,000 円

２．更新料　30,000 円

３．認定料　10,000 円

第９条　認定施設にて行われる研修カリキュラムでは次の項目を行うものとする。

１．カリキュラムの内容には、３，４に示す講義と経験（救急での措置入院、医療保護入院に加え、3 カ月以内の退院支援及び入院中の訪問指導への同席、地域の支援施設等を交えたケア会議への参加なども含む）を含むこと。また本学会学術総会ないしは本学会教育研修委員会主催の研修会への参加を含むこと。

２．カリキュラムの修了は各施設で認定すること。

３．次に示す項目に関する知識と理解を促すための講義を行う。なお、講義は本学会のガイドラインも参照すること。

a. 精神障害における救急と対応
b. 精神科救急症例に対する総合的評価と治療法
c. 精神科救急システム
d. 精神科救急におけるチーム医療
e. 精神科救急症例における関係法律と医療倫理
f. 精神科救急症例における退院支援、地域生活に必要な各種福祉制度等

４．上記を習得するために、認定施設においては、以下の精神科救急症例のうちいずれか 4 例を経験させる。そのうち少なくとも１例は入院治療を実施した事例であること。ただし、総合病院無床精神科では入院事例の経験は求めない。

a. 精神疾患に起因する昏迷または興奮
b. 躁病エピソード
c. 自殺企図
d. 急性の精神作用物質中毒、精神作用物質離脱状態または精神作用物質による急性期薬物精神病
e. せん妄

第 10 条 以下に示す場合、本規則28条、第2項を満たさなくても、認定施設としての資格を維持して、その機能を全般的あるいは部分的に認める猶予期間を定める。

１．在職する指導医1名だけで、制度発足から 3年間に限り、認定施設の申請をすることができる。

２．在職する指導医 1 名だけで認定施設として認定されれば、制度発足から8年間に限り、認定医及び指導医の養成をすることができる。なお、養成の状況によっては更なる期間延長を妨げない。
３．在職する指導医が 1 名の認定施設において、在職する認定医がいなくなった場合、原則１年間、認定施設として資格を保持することができ、認定医及び指導医の養成をすることができる。
４．在職する認定医が 1 名以上の認定施設において、在職する指導医がいなくなった場合、原則１年間、認定施設として資格を保持することができ、認定医の養成をすることができる。なお、この場合は在職する認定医が、研修カリキュラムの実施を代行することができる。

第 11 条 本学会認定施設が満たさなければならない設備・体制等とは、診療報酬における精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神疾患診療体制加算 1 または 2 または夜間休日救急搬送医学管理料の精神科疾患患者等受入加算等の本学会が定めるものとする。

第 12 条 産休・育休による休暇期間の取り扱いについては以下に示す。

１．6ヶ月以内の休暇の場合は、認定医制度規則第3章第6条の申請条件を満たせば、休暇期間に応じて研修期間を短縮し、認定医申請をすることが出来る。
２．6ヶ月を超えた期間分の研修を、3年目に受けることを条件に2年の研修歴を以て認定医申請を認める。
３．6ヶ月を超える休暇の場合は、「研修未達分実施見込み証明書」を認定医申請時に提出すること。
４．「研修未達分実施見込み証明書」は当該認定施設管理者が発行し、申請者が提出すること。
５．「研修未達分実施見込み証明書」は、当該の認定施設管理者がその医師を研修3年目以降も引き続き雇用し研修を行うことを証明するものであり、研修3年目に当該の認定施設に勤務しない場合は、提出することは認められない。
６． 研修未達分の研修を終了した際には、速やかに「研修未達分終了証明書」を提出すること。
７．「研修未達分終了証明書」は、当該認定施設管理者が発行し、申請者が提出すること。
８．提出された「研修未達分終了証明書」を以て、委員会にて審査を行う。
９．「研修未達分終了証明書」が指定した期日までに提出されない場合には、研修終了見込みで認定した認定医資格を失う。

第 13 条 本細則を変更する場合は、認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則
第１条 2022年3月26日 施行細則改定
2023年11月17日 施行細則改定
2026年3月29日 施行細則改定
2026年5月31日 施行細則改定
2026年9月25日 施行細則改定